

自動車リサイクル法  
引取業者の登録について

(記載例)

長崎県廃棄物・リサイクル対策課  
長崎市廃棄物対策課  
佐世保市廃棄物・リサイクル対策課

## 1. 提出書類

### (1) 新規申請及び更新申請の場合

種 類	内 容
申請書	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）
添付書類	申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの）
	ア 申請者が法人の場合 商業登記簿謄本
	イ 申請者が個人の場合 住民票（本籍地記載のもの）の写し
	ウ 申請者が外国人の場合 外国人登録証明書の写し
	エ 申請者が未成年の場合 法定代理人の住民票の写し
	誓約書（添付様式1） (申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約する書類)
	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（添付様式2-1もしくは2-2のいずれか）
	事業所の付近図（添付様式3）

## 2. 申請書・届出書の提出方法

### (1) 申請書・届出書の受付窓口

長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く）に引取業を行う事業所を有する場合

事業所所在地を管轄する各県立保健所

長崎市内に引取業を行う事業所を有する場合

長崎市廃棄物対策課

佐世保市内に引取業を行う事業所を有する場合

佐世保市廃棄物・リサイクル対策課

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
長 崎 県	西彼保健所	852-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-0691
	県央保健所	854-0081	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305
	県南保健所	855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3287
	県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
	五島保健所	853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125
	上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
	壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
	対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市				
廃棄物対策課	850-8685	長崎市桜町 6-3		095-829-1159
佐世保市				
廃棄物・リサイクル対策課	857-0851	佐世保市稻荷町 1-8		0956-20-0660

#### 【注意点】

引取業の登録は、事業者ごとに引取業を行う事業所の所在地を管轄する長崎県知事または長崎市長、佐世保市長への登録が必要です。

例1 大村市と島原市に事業所を有する事業者

長崎県知事への登録が必要です。

例2 長崎市と佐世保市に事業所を有する事業者

長崎市長及び佐世保市長への登録が必要です。

例3 長崎市と諫早市に事業所を有する事業者

長崎市長と長崎県知事への登録が必要です。

( 2 ) 提出部数 ( 申請者控えを含む )

県立保健所へ提出の場合

**3部** ( 1部を正とします。保健所控え及び申請者控えはコピーで可。)

長崎市廃棄物対策課及び佐世保市廃棄物・リサイクル対策課へ提出の場合

**2部** ( 1部を正とします。申請者控えはコピーで可。)

なお、申請者控えは受付後返却します。

( 3 ) 登録申請手数料

新規申請及び更新申請の場合

**3000円**

変更届出及び廃業等届出の場合

手数料は必要ありません。

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 登 録 申請書  
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

平成19年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

（郵便番号）〒000 0000

住 所 県 市 町00 00

氏 名 株式会社

代表取締役



（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 000 000 0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
ふ り が な	代表取締役
ふ り が な	取締役
ふ り が な	取締役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号
事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 自動車整備工場
所在地	(郵便番号) 〒000 0000 県 市 町00 00 電話番号 000 000 0000

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

添付様式 2 - 1 のとおり  
(添付様式 2 - 2 のとおり)

- 備考
- 1 印の欄（登録番号及び登録年月日）は、更新の場合に記入すること。
  - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 3 条第 2 項の規定に基づき、同法第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

平成 19 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

(申請者)住所

もしくは

(届出者)

県 市 町 00 00

氏名

株式会社

代表取締役



### 引取業登録申請者の欠格要件

【使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号】

第 1 号 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

第 2 号 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

第 3 号 第 5 1 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

第 4 号 引取業者で法人であるものが第 5 1 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

第 5 号 第 5 1 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

第 6 号 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

第 7 号 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

役員 = 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

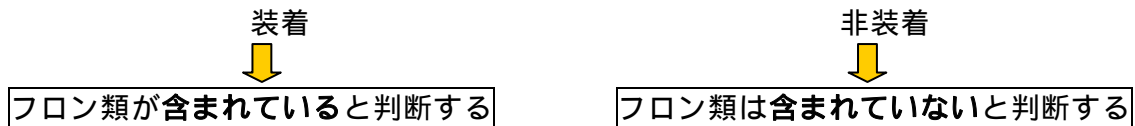
**使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類**

申請者名	株式会社 代表取締役
事業所の名称	株式会社 自動車整備工場

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

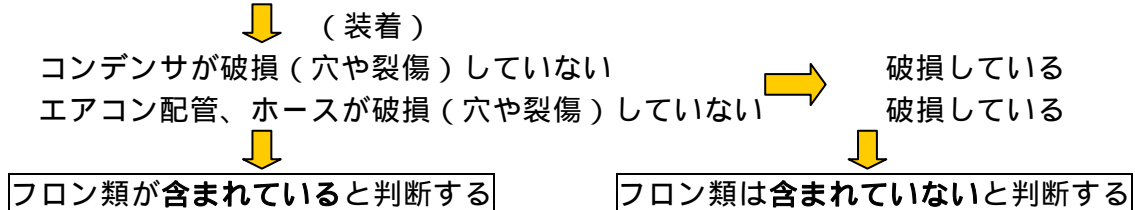
エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



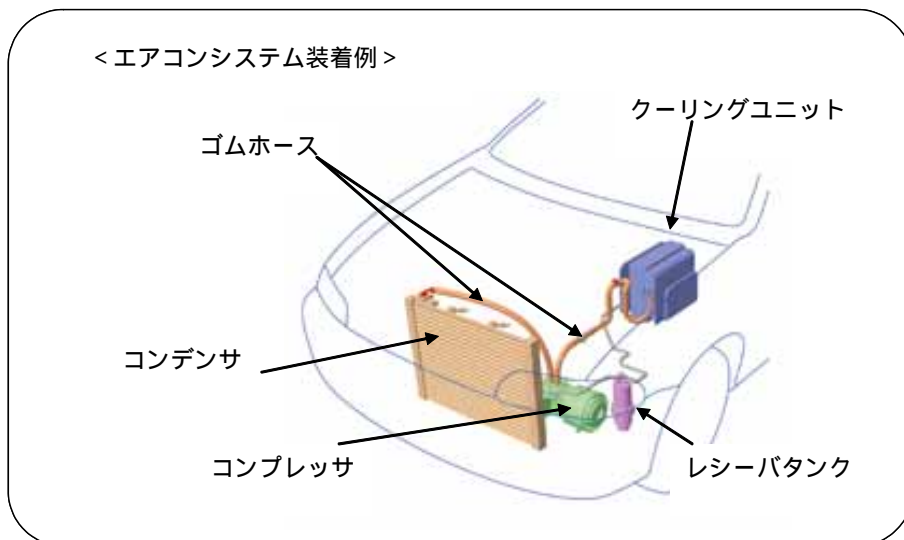
車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



備考 事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。

事業所における資格者(十分な知見を有するもの)の状況

申請者名	株式会社 代表取締役		
事業所の名称	株式会社 自動車整備工場		
資格者氏名		役職	代表取締役(その他工場長など)
資格の種類	自動車整備士		
<p>資格証・講習会修了証等の写し (写しを添付してください。)</p> <p>資格証・講習会修了証等の例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自動車整備士</li> <li>2) 中古自動車査定士</li> <li>3) 業界団体等が行う講習会修了証</li> </ol>			
備考 事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。			



### 事業所付近図

事業所の名称	株式会社 代表取締役
事業所所在地	株式会社 自動車整備工場
備考 1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。 2. 事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。	